

子育て支援税制についての検討

橋 本 恭 之
呉 善 充

要 旨

本稿では、子育て支援税制として政府税調で議論されている扶養控除の税額控除化の意義とその実現可能性を検証することにした。5万円ないし10万円の扶養税額控除への移行は、所得階級別には高所得層への増税、低所得層への減税効果を持つ。年齢階級別には5万円の扶養税額控除のケースでは、45歳から60歳の年齢層以外の年齢層で税負担軽減につながる。10万円の扶養税額控除のケースではすべての年齢層において税負担軽減につながる。世代別の税負担の計測では、大卒の場合では1960年生まれも1980年生まれも5万円の扶養税額控除化では増税となるが、10万円の扶養税額控除化ではわずかながら減税となる。高卒の場合では1960年生まれも1980年生まれも、5万円の扶養税額控除化では増税となるが、10万円の扶養税額控除化では減税となる。マクロ的には減税となる10万円の扶養税額控除新設のケースですら、子育てに直面する家計への税負担軽減効果はそれほど大きくない。扶養控除の全面的な税額控除化は、子育て支援策としてはあまり期待できないであろう。

キーワード：税額控除；所得控除；扶養控除；所得税
経済学文献季報分類番号：13-11；13-15

1. はじめに

近年、日本では急速な少子化が進行している。合計特殊出生率が丙午にあたる1966年の1.58を下回る1.57を記録したのは1989年であった。その後も下がり続けて2004年現在1.29となっている。出生率の低下が続けば、年金財政はもちろんのこと、経済成長率にも多大な影響を及ぼすことが予想される。

このような状況のなかで、2005年4月に政府税制調査会の石弘光会長は、2006年度税制改正の検討事項として子育て支援税制の創設を検討すると発表した。具体的には、子育て支援策のひとつとして扶養控除から扶養税額控除への移行を図るというのである。現行税制のもとでの扶養控除は、所得控除であるために、課税所得を減少させ、納税者が直面する限界税率に応じて、税負担を軽減させる。一方、扶養税額控除は、課税所得を変えずに、納税額から直接差し引く形になるので、納税者が直面する限界税率とは無関係に、一定額だけ税負担を軽減させることになる。

現時点では、扶養税額控除の水準は明らかにされていないが、政府税調では全体として所得税を減税する考えはないようだ。むしろ、近年の景気対策を目的とした定率減税の実施、教育費負担の軽減を意図した特定扶養控除の創設などで、急速に税収比率が低下してきた所得税の復権を目指していると伝えられている。扶養控除から扶養税額控除への移行は、子育て支援の対象となる家計に対しては減税効果をもたらしつつ、その一方でマクロ的には増収を図ることができるというわけだ。

ただし、税額控除の水準をあまりに低く設定すると、子育て支援としての経済効果はほとんどなくなってしまふ。逆に、税額控除の水準を高く設定しすぎると、所得税全体の税収が減少してしまふ。子育て支援として意味のある水準の税額控除を設定することは果たして可能なのであろうか。また、租税論の立場から扶養控除を税額控除化することは、妥当な政策といえるのであろうか。

そこで、本稿では、子育て支援税制創設の意義とその実現可能性を検証することにした。第2節では子育て支援税制としての所得控除から税額控除への移行が租税論的にみてどのように評価されるのかについて、過去の政府税制調査会の議論も紹介しながら検討する。第3節では、扶養控除改正のシミュレーション分析を行う。具体的には、予想される改革案の組み合わせのもとでの税収試算、改革案のもとでの家計の税負担の変化を計測する。第4節では、シミュレーションの結果をふまえて、扶養控除の税額控除化の是非について検討する。そこでは、タックス・エクスペンディチャー（隠れた補助金）としての扶養控除と直接的な補助金としての児童手当のどちらが望ましい政策かについても言及する。

2. 所得控除か税額控除か

2.1 政府税調の議論

現在、政府税制調査会で検討されている子育て支援の考え方は、これまでも繰り返し議論されてきたものである。

1966年の答申では、「現行の所得税においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等については所得控除を、障害者控除、寡婦控除等については税額控除を採用しているが、税額控除制度が容易に理解されないことや計算を複雑化していることを考慮して、現在税額控除とされているものを極力所得控除とすることが望ましい」とし¹⁾、1967年以降、特殊な人的控除についても所得控除方式となった。

1968年の長期答申では、所得税減税のために教育費に対する控除を新設することが検討さ

1) 政府税制調査会（1966）47ページ、7行目より引用。

れたが、扶養控除の拡充によって対処することが適当であると結論づけている。以降、1973年での答申においても同様の意見を述べている。1977年の答申においては、所得税減税の方式として税額控除を検討している。答申の結論としては、新しく税額控除を設けると、人的控除が所得控除と税額控除で構成されるようになって制度が整合性をもたなくなるとしているが、長期的な人的控除の税額控除への移行を示唆している。

1980年の答申では、児童に関連する扶養控除を廃止、児童手当への1本化を検討しているが、児童に関連する控除のみを取り出して児童手当にすることは異なる制度になるとし、改革の方向性としては却下している。また、新しく「教育費控除」の創設も検討されているが、納税者の個別の事情を考慮するには限界があり、所得税制度を複雑にするとし教育費控除を新設する必要性を否定している。

1983年の答申においては、特別な人的控除に対する検討が行われている。そこでも特別な人的控除が所得税制を複雑化させており、なるべく基礎的な人的控除を引き上げることによって対処することが適切であるとしている。1988年の答申においては、消費税の導入に際して、中低所得者層の負担軽減のために課税最低限の引き上げを答申しており、ここでは、一定の年齢の扶養親族についての割増に言及している。

2002年の答申において、配偶者特別控除と特定扶養控除について言及している。これまで所得税は度重なる減税をされてきたが、ここへきてこれら2つの控除を廃止あるいは簡素化することによって所得税の増税を述べている。2003年の答申では、もう一步踏み込んで、特定扶養控除の廃止・縮小を提言している。

2005年6月に政府税調の基礎問題小委員会は、「個人所得課税に関する論点整理」を公表した。報告の内容はまず、個人所得税による財源調達機能の著しい低下を指摘している。課税最低限を構成している人的控除に対しては控除制度の追加によって、本人に係る控除よりも家族に係る控除が多く、制度がかなり複雑になっていると指摘している。子育て支援については、「個人所得課税では、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえて所得控除によって対処してきた。政策的に子育てを支援するとの見地からは、税制において、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる」としている²⁾。また、特定扶養控除についても、「特定の年齢に該当する扶養親族を対象に、一律に所得控除の割増を認める現行制度のあり方には疑問がある。人的控除について簡素化・集約化を進める観点から見直しが必要」としている³⁾。

2) 税制調査会（2005）9ページ、3行目から引用。

3) 税制調査会（2005）10ページ、5行目から引用。

2.2 租税理論からみた所得控除と税額控除の違い

次に、租税理論からみて扶養控除には、所得控除と税額控除のどちらが望ましいといえるのか考えてみよう。所得控除は課税最低限を構成する基礎控除、配偶者控除、扶養控除など人的控除に用いられてきた。これは、最低生活に必要な部分については課税対象からはずすという発想から実施されている措置である。一方、税額控除は、住宅取得控除に見られるように特定の政策目的で設置された控除に用いられてきた。ただし、寄付金控除のように特定の政策目的で設置されているものであるにもかかわらず、所得控除方式が採られているものもある。寄付金控除に所得控除方式が採用されているのは、高所得層への節税効果が大きい所得控除方式を採用したほうが、寄付金促進の効果が大きいからだと考えられよう。

ところが、近年、扶養割増控除や、年少者控除等が相次いで創設されたことが、人的控除の性格を複雑化してきた⁴⁾。藤田(1982)も人的控除の内容は複雑であり、評価基準を設けて再検討するべきであると提言している⁵⁾。所得控除と税額控除の選択に関しては、「その控除に期待される役割に応じておこなわれるべきである。」としている⁶⁾。基本的な人的控除以外については、税額控除化すべきという意見は藤田(1992)以外にも見られる⁷⁾。たとえば、林(2002)は「基本的な人的控除以外は廃止して、福祉的な控除については所得条件を設定した上で税額控除化すべき」としている⁸⁾。

扶養控除に関するいまひとつの論点は、税制面での扶養控除と社会保障面での児童手当という制度間での再分配政策の重複に関するものである。現在我が国では、子育て支援策の一環として児童手当の拡充が図られてきている。扶養控除を子育て支援策として位置づけるならば、所得控除という形での間接的な補助金(タックス・エクスペンディチャー)という形でなく、児童手当という直接的な補助金で行うべきだというものである。社会保障制度と税制の統合に関して森信(2002)は児童手当と扶養控除などは、税制による所得再分配と社会保障による再分配政策が重複しており、整理する必要があるとし、「配偶者控除や配偶者特別控除が廃止される場合には、扶養児童を持つ一定所得以下の世帯に対して、子供の数に応じて勤労税額控除を与えることが考えられる」としている⁹⁾。藤田(1992)も「児童に関す

4) ただし、年少者控除は2000年改正において児童手当の拡充と引き替えに廃止された。

5) 詳しい評価基準に関しては藤田(1992)82ページを参照されたい。

6) 藤田(1992)65ページ、4行目より引用。

7) 基礎的な人的控除についても税額控除化を主張する論者には八田(1994)が挙げられる。八田(1994)は人的控除を逆進的な補助と位置づけ、課税最低限を構成している所得控除の一部を廃止して、税額控除化するべきであるとしている。こうすることで、低所得者に対してはこれまで通りの税負担で高所得者に対しては増税を図ることができ、税収の増加が達成できるとしている。

8) 林(2002)137ページ、2行目より引用。

9) 森信(2002)18ページ、46行目から引用。

る扶養控除は、社会保障面の児童手当と統合すべき」としている¹⁰⁾。

したがって、扶養控除については、子育て支援策としての側面からは税額控除方式が、課税最低限の構成要素としての性格からは所得控除方式が望ましいと整理できよう。子育て支援策として扶養控除をとらえるときには、その効果がどの程度期待できるかに依存することになる。そこで、本稿ではシミュレーション分析により税額控除化の効果をみることにした。

3. 扶養控除改正のシミュレーション

3.1 所得税改正と税収試算

2005年7月現在において、子育て支援税制の具体的な姿は明らかにされてはいない。そこで本稿では、独自の改革案のもとでのシミュレーションを行うことにした。扶養控除を廃止し、扶養税額控除へ移行する改革案のパッケージを考える場合には、その改革の組み合わせによる税収推計値がひとつの目安となる。なぜならば、現在の我が国の財政状況において、大幅な所得税減税となるような改革案は考えにくいからである。逆に、税収減を抑えるために、扶養税額控除の水準を低く設定してしまった場合には、子育て支援としての効果をほとんど期待できなくなってしまう。

では、扶養控除の廃止と扶養税額控除の創設という税制改革のパッケージが、所得税収に与える影響はどのように計測できるのであろうか。すべての納税者についての所得、扶養人員等が入手できるのであれば、各種所得控除を適用し、課税所得を求め、累進税率表を適用すれば、所得税収はほぼ正確に予測することができる。しかし、残念ながら納税者の個票データは公開されていないために、所得階級別の平均的な所得や扶養人員のデータから近似的な推計を行わざるを得ない。

本稿で用いたデータは、平成15年度の『税務統計から見た申告所得税の実態』および平成15年度の『税務統計から見た民間給与の実態』に掲載されている所得階級別の所得金額、各種所得控除金額、人員等である。これらのデータを用いて、以下のような手順で、申告所得税収、源泉所得税収の変化をそれぞれ推計した。

ステップ1 モデル上の税収を計算

ステップ2 モデル上の税収／現実の税収＝調整係数

ステップ3 改革後税収推計値＝調整係数×改革後モデル上税収

10) 藤田（1992）83ページ、8行目より引用。

まずステップ1では、『税務統計から見た申告所得税の実態』、『税務統計から見た民間給与の実態』に掲載されている所得階級別の所得金額ないし収入金額を人員で割って求めた平均所得金額ないし収入金額に現実の税法を適用し、所得税額を求め、再び人員をかけあわせることで、モデル上の所得税収を求める¹¹⁾。ステップ2では、モデル上の税収と現実の税収との誤差を修正するための調整係数を求める。ステップ3ではステップ2で算出された調整係数をモデル上で行なわれる税制改革によって求められる税収に乗じることで改革後のマクロ税収を独自に推計することが可能になる。

表1は以上のようにして求めた独自試算の結果と2005年6月に財務省が報告した試算の結果を並べて比較したものであり、概ね財務省の試算と本稿における試算は合致しているものといえるだろう。我々の試算では、一般の扶養控除と特定扶養控除を全廃すると約1.4兆円の増収効果を持つことがわかる。

表1 財務省と独自試算の税収変化額

	財務省試算	独自試算
基礎控除	2.0兆円	1.9兆円
一般の扶養控除	1.0兆円	0.9兆円
特定扶養控除	0.5兆円	0.5兆円

表2 扶養税額控除新設による税収変化額(独自試算)

扶養税額控除額	変化額
5万円	-0.7兆円
7万円	-1.1兆円
10万円	-1.6兆円
15万円	-2.3兆円

表2は、扶養控除を税額控除化した場合に起きるであろう減収額をまとめたものである。表2によると、扶養控除を1人あたり5万円の税額控除化した場合の減収規模は0.7兆円である。1人あたりの税額控除額を徐々に引き上げていき15万円まで達すると、減収規模は2.3兆円にまで拡大する。

扶養控除は現在1人あたり38万円となっている。給与所得者が直面する限界税率が10%であるとすると、扶養控除が廃止されることによる税負担増加は3万8,000円となる。したがって、扶養控除を税額控除に置き換えるなら、少なくとも1人あたり3万8,000円を上回る税額控除でないと税負担が軽減されないことになる。そこで、本稿では、以下の2つの改革の

11) 税務統計には、各種所得控除の人員、金額も掲載されている。そこで各種所得控除の利用人員を当該所得階層の人員で割ると階級毎の利用率が計算できる。

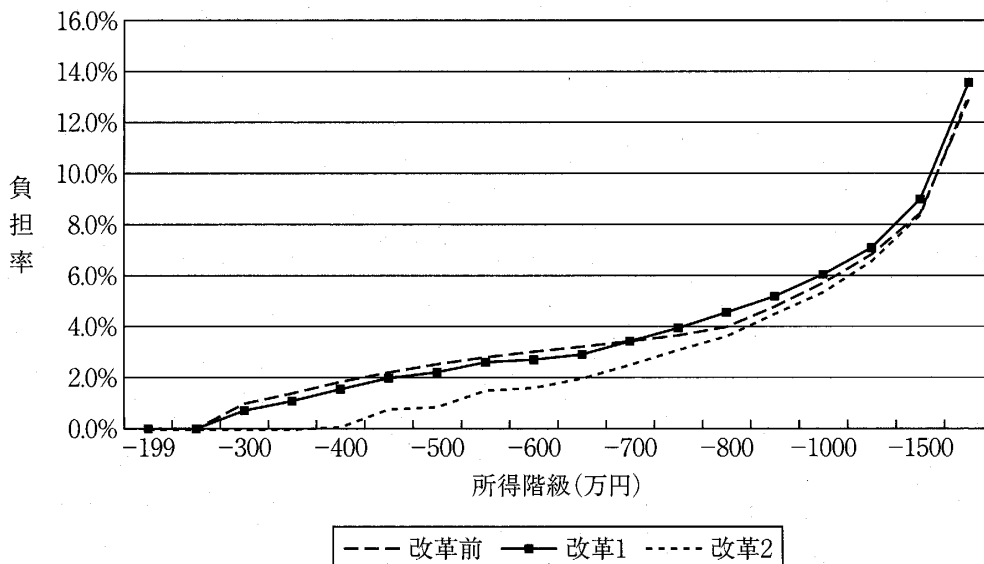
パッケージを想定することにした。

改革案1：扶養控除、特定扶養控除全廃＋子供1人あたり5万円の扶養税額控除新設

改革案2：扶養控除、特定扶養控除全廃＋子供1人あたり10万円の扶養税額控除新設

改革案1では、マクロ的には、0.7兆円の増収、改革案2では0.2兆円の減収となる¹²⁾。この2つの改革案は、想定される政府案の上限と下限と考えてよい。最低限の子育て支援の効果をもたせるなら扶養税額控除の水準は5万円以上にする必要があるし、10万円の扶養税額控除はわずかながらマクロの税収を減少させるからである。

3.2 所得階級別・年齢階級別税負担の変化



出所：平成15年『税務統計から見た民間給与の実態』（国税庁）より作成。

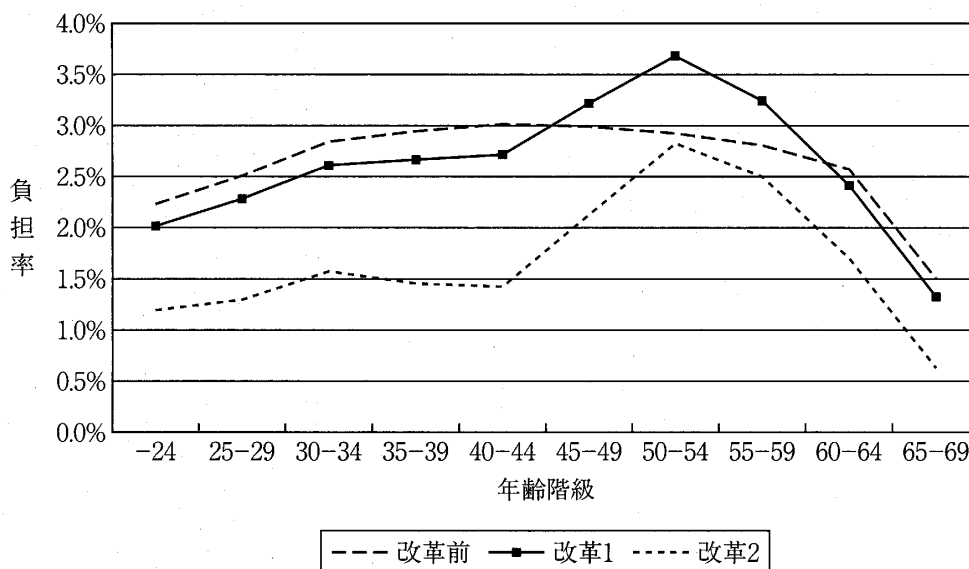
図1 改革による所得階級別の変化

図1は改革前後の所得階級別の税負担を描いたものである。税負担率の分母は給与収入、分子は所得税額である。所得税額は、『税務統計から見た民間給与の実態』の所得階級毎の平均所得に、給与所得控除、各種所得控除、扶養税額控除等を適用し、課税所得を求め、累進税率表を適用し、推計した。扶養税額控除の適用人員については、『税務統計から見た民間給与の実態』の階級毎の平均的な扶養人員から推計している。したがって、各所得階級における扶養人員は、税務統計から求めた平均的な数字となっていることに注意されたい。

12) 今回のシミュレーションでは国税のみを対象とした。

図1によると、改革案1の場合、年間収入が750万円以下の所得層の税負担率を軽減させることがわかる。ただし、その軽減割合は小さく、たとえば、500万円～550万円の所得階級では、2.8%から2.5%に低下するにすぎない。改革案2の場合には、1,500万円超の所得階級を除けば、ほぼすべての所得階級について税負担が軽減される。

図2は、『家計調査年報』の勤労者世帯の世帯主年齢階級別のデータを用いて、年齢別の税負担率の変化を描いたものである¹³⁾。改革1の場合、子育て支援の対象と考えられる若い年齢層での税負担率は軽減されるものの、45歳以降は税負担率が增大してしまう。これは、16歳から23歳未満の扶養者に対する特定扶養控除廃止の影響が5万円の扶養税額控除新設の効果を上回ることによって説明できる。一方、改革案2の場合には、ほぼすべての年齢階層のもとで税負担率が軽減されることわかる。



出所：平成15年度『家計調査年報』（総務省）より作成。

図2 改革による年齢階級別の変化

3.3 不平等尺度の変化

表3 ジニ係数による評価

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.4191	—
改革前	0.4123	1.6189
改革1	0.4091	2.4067
改革2	0.4093	2.3541

出所：平成15年『税務統計から見た民間給与の実態』（国税庁）より作成。

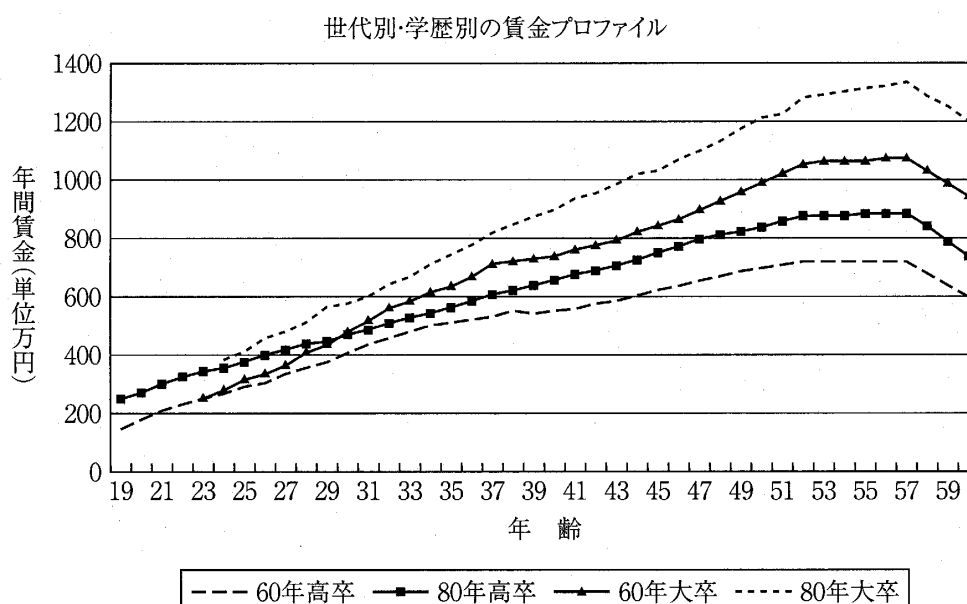
表3は、改革案が所得再分配にどのような影響をもたらすのかをジニ係数と再分配係数を

13) 本稿では、世帯主が30歳の時点で第1子が生まれ、32歳の時点で第2子が生まれると仮定した。所得税負担は、世帯主勤め先収入に給与所得控除、人的控除、社会保険料控除等を適用して求めた。

用いて示したものである¹⁴⁾。推計に際しては、図1で推計した階級別所得税負担額と階級別の人員を利用した。表によると、改革案1、2ともにジニ係数が改善していることがわかる。これにより、再分配係数は、改革案1で2.4067、改革案2で2.3541という値をとり、改革前の1.6189よりも再分配の度合いが強まることわかる。

3.4 世代別税負担の変化

次に改革の影響は現時点で子育てをしている世代やこれから子育てをしていく世代に対してはどのように及ぶのであろうか。本稿では『賃金センサス（厚生労働省）』の各年度版から1960年生まれの世代と1980年生まれの世代に関する学歴別のコーホート・データを作成することで、改革の影響をシミュレーションした¹⁵⁾。



出所：『賃金センサス（厚生労働省）』各年版より作成。

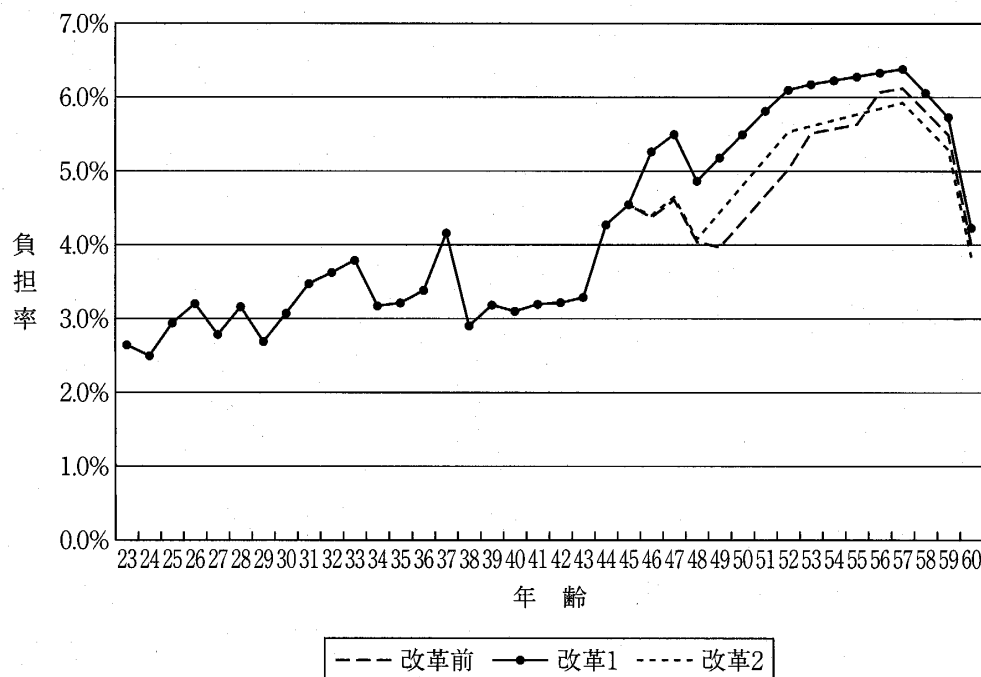
図3 世代別・学歴別の賃金プロフィール

対象とした1960年生まれの世代は現在45歳であり、1980年生まれの世代は現在25歳である。1960年生まれの高卒が労働市場に参入する年が1979年であることから、税制は、1979年から2005年まではこれまでの日本の税制を適用し、2006年以降は改革前後の税制を適用することとした。将来の賃金率については、2004年から2008年は0.8%、2009年以降は1.1%で上昇していくという内閣府の将来予測の想定を利用した。このような想定のもとに作成した世

14) ジニ係数とは、不平等度を計測し、再分配政策を評価する値として広く用いられている。値が1であれば、完全不平等であり、0であれば完全平等と評価される。再分配係数は次のように求められる。

$$\text{再分配係数} = \frac{\text{課税前のジニ係数} - \text{課税後のジニ係数}}{\text{課税前のジニ係数}} \times 100$$

15) 学歴別のコーホート・データの作成方法の詳細は、呉（2004）を参照されたい。



出所：『賃金センサス』（厚生労働省）各年度版より作成。

図4 1960年生まれ（大卒）における改革の影響

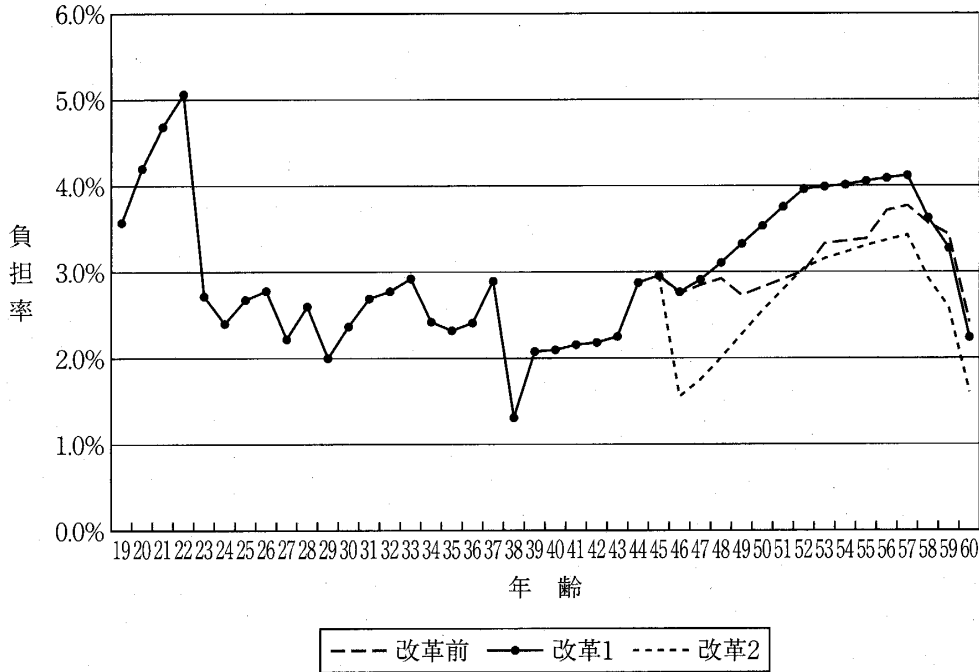
代別・学歴別の賃金プロファイルを示したものが図3である。

図4は、大卒の1960年生まれの世代のライフサイクルの税負担率を描いたものである。この図からは、改革案1では、ほぼ生涯を通じて扶養控除、特定扶養控除全廃による増税効果が、5万円の扶養税額控除新設による減税効果を上回っていることが読み取れる。改革案2では、50歳以降から税負担率が上昇し、55歳以降でようやく減税の恩恵を受けることになる。

図5は、同じ1960年生まれの世代の高卒のケースについて、ライフサイクルの税負担率を描いたものである。改革案1の場合には、やはり生涯を通じて税負担率が上昇することになる。改革案2の場合には、大卒と違い、ほぼ生涯を通じて税負担率を低下させることになるだろう。

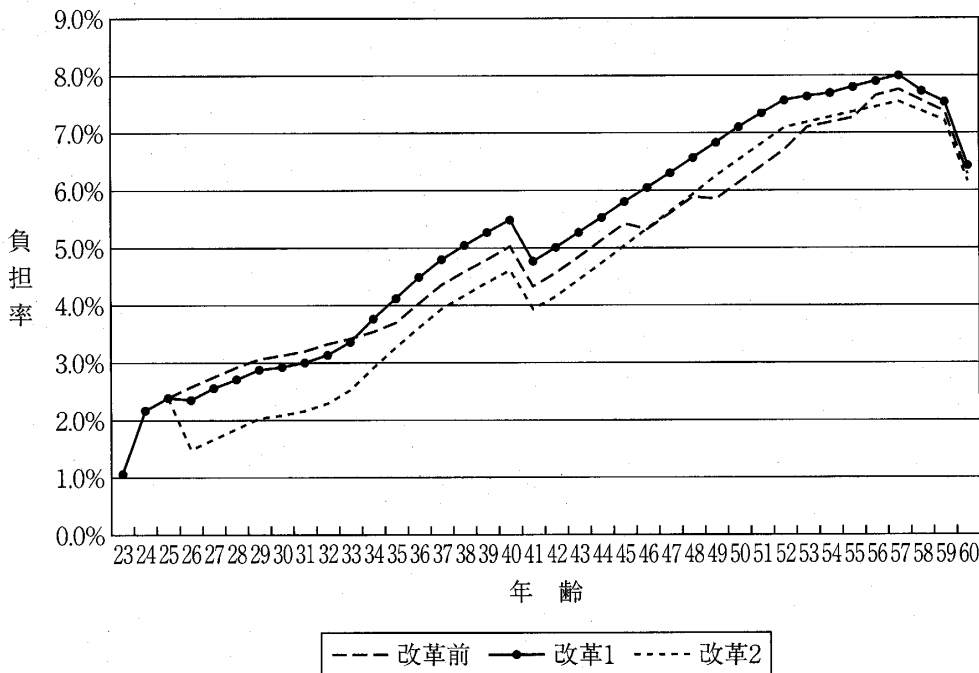
図6は、大卒の1980年生まれの世代のライフサイクルの税負担率を描いたものである。改革案1では、26歳から32歳までは税負担が軽減されるものの、34歳以降の税負担率が増大してしまう。これは、特定扶養控除廃止の影響が5万円の扶養税額控除新設の効果を上回ることなどで説明できる。改革案2では、26歳から45歳の税負担が軽減されることになる。ただし、軽減される度合いはそれほど大きくない。たとえば、32歳の負担額は、改革前の21.3万円から14.7万円に低下するにすぎない。

図7は、1980年生まれの高卒の場合についての影響をみたものである。改革案1では大卒の場合と違い、26歳から41歳までの税負担率が軽減される。改革案2では、26歳から45歳ま



出所：『賃金センサス』（厚生労働省）各年度版より作成。

図5 1960年生まれ（高卒）における改革の影響

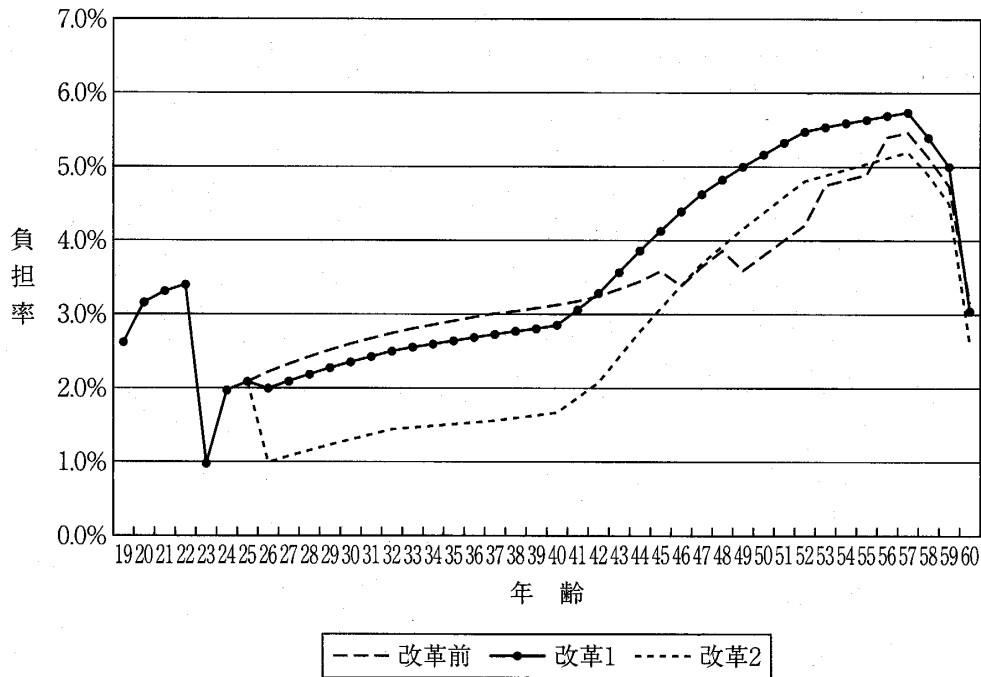


出所：『賃金センサス』（厚生労働省）各年度版より作成。

図6 1980年生まれ（大卒）における改革の影響

での税負担率が軽減される。

このように、これから子育てをおこなう1980年生まれの世代については、子育て支援税制への移行は、若年期の税負担を軽減し、50歳代以降の税負担を増大させることがわかった。改革案2の若年期における税負担の軽減額は、30歳代で6万円から9.5万円である。



出所：『賃金センサス』（厚生労働省）各年度版より作成。

図7 1980年生まれ（高卒）における改革の影響

以上のように、これから子育てをおこなう1980年生まれの世代についても、改革は若年期の税負担を軽減し、壮年期後半の税負担を増大させることになる。結局、このような改革が出生率低下の歯止めとなるかどうかは、生涯の税負担を軽減させるかどうか依存しているであろう。

そこで、各世代の実質生涯税負担をまとめたものが表4である¹⁶⁾。改革案1は、高卒、大卒を問わず、すべての世代に対して、生涯税負担を増大させる。改革案2は、1960年生まれの大卒ではわずかに負担増となるが、同世代の高卒では負担減となる。1980年生まれの世代では大卒、高卒ともに負担減となる。1960年生まれの世代の負担軽減度合いが少ないのは、2005年現在すでに45歳に到達しているためである。

表4 生涯の税負担額（単位：万円）

		改革前	改革1	改革2	改革1との差	改革2との差
1960年 生まれ	大卒	1,222.60	1,332.13	1,240.49	109.53	17.90
	高卒	632.28	679.72	588.09	47.44	-44.19
1980年 生まれ	大卒	1,885.25	2,025.19	1,807.79	139.94	-77.46
	高卒	946.57	1,030.73	815.68	84.15	-130.90

出所：『賃金センサス』（厚生労働省）各年版より作成。

16) 実質化には2000年基準の消費者物価指数を用いた。

4. 子育て支援策のあり方について

子育て支援策としては、すでに近年直接的な児童手当が拡充されてきている。表5は、児童手当制度の変遷をまとめたものである。児童手当は、1971年の児童手当法制定以来、徐々に拡充されてきた。児童手当は、1971年に第3子以降について支給月額3,000円、対象年齢が義務教育前まででスタートした。所得制限は6人世帯で年収200万円以上からとなっていた。1975年には支給月額が5,000円に引き上げられ、所得制限も415万円以上に緩められた。ところが1982年に国の財政再建の一環として、行政改革関連特例法により、所得制限の水準が391万円に引き下げられることになった。さらに所得制限により児童手当を受けられない被用者などに対する全額事業主負担による特例給付が実施されることになった。その後、1985年には新たに第2子が支給対象となり、出生率促進へ再び方針が転換されることとなる。1991年改正では、第1子も支給対象となり、第3子以降の支給額が10,000円まで引き上げられた。ただし、その一方で、支給対象年齢は3歳未満まで引き下げられた。児童手当が明確に子育て育成事業として位置づけられたのが1994年である。その後2000年には支給対象年齢が再び義務教育前まで引き上げられた。この2000年の児童手当の拡充は、所得税における16歳未満への年少者控除廃止と引き替えに行なわれたものだ。2004年には、支給対象者年齢が小学校第3学年終了前に引き上げられ、所得制限も4人世帯で475万円以上に引き上げら

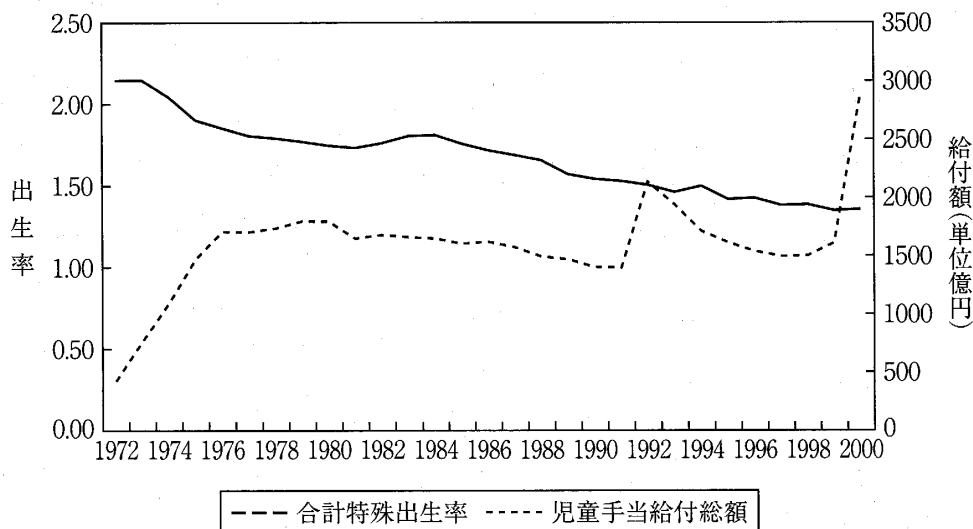
表5 児童手当制度の変遷

		支給対象	対象年齢	支給月額	所得制限
1971年5月	児童手当法制定	第3子以降	義務教育修了前	3000円	6人世帯で200万円以上
1975年		同上	同上	5000円	6人世帯で415万円以上
1982年	行革関連特例法による特例措置 ・所得制限の強化 ・所得制限により児童手当を受けられない被用者などに対する全額事業主負担による特例給付の実施	同上	同上	同上	6人世帯で391万円以上 特例給付で560万円以上
1985年		第2子以降	義務教育就学前	第2子 2500円 第3子以降5000円	6人世帯で409.9万円以上 特例給付で600万円以上
1991年改正 92年実施		第1子以降	3歳未満	第1,2子 5000円 第3子以降10000円	4人世帯で358.9万円以上 特定給付で625万円以上
1994年	児童育成事業	同上	同上	同上	同上
2000年		同上	義務教育就学前 (3歳以上は特例給付)	同上	4人世帯で284万円以上 特例給付で475万円以上
2004年		同上	小学校第3学年修了前まで(3歳以上は特例給付)	同上	4人世帯で415万円以上 特例給付で574万円以上

出所：厚生統計協会『国民の福祉の動向 2004年』および健康保険組合編『社会保障年鑑(各年度版)』より作成。

れた。

このように、我が国では、少子化対策としてすでに児童手当の支給が拡大してきたわけだ。そこで、児童手当給付総額と合計特殊出生率の推移を描いたものが図8である。図からは、1972年から76年にかけて児童手当給付総額が上昇し、その後1990年代までは横ばいとなり、1992年に大きく上昇し、再び横ばいとなり、2000年に大きく上昇していることがわかる。しかし、合計特殊出生率はほぼ一環して下がり続けており、児童手当拡充策がほとんど出生率の向上に寄与していないことがわかる。



出所) 社会保障人口問題研究所資料および社会保障人口問題研究所『社会保障統計年報』各年度版より作成。

図8 児童手当の拡充と出生率の推移

既存の実証研究においても児童手当が出生率を高める効果はそれほど大きくないとされている。たとえば大日(2002)はアンケート調査における仮想的質問法の1つである Conjoint Analysis を適用し、児童手当の効果を推定している。その推定結果からは月額3.4~4.0万円上昇すると、0.1人増加するとされている。年額10万円の税額控除では、ほとんど子育て支援の効果は期待できないことになる。

ほとんど効果が期待できないにもかかわらず、扶養控除の税額控除化をすすめることは正当化できない。扶養控除を税額控除化することは、低所得層の税負担を軽減し、高所得層の税負担を増大させることにつながる。本稿の試算では、再分配係数は1.62から2.35へと上昇する。このような所得再分配の強化が果たして、いま必要とされているのであろうか。最新の実証研究では、近年日本の所得格差が高まったというのは必ずしも正しくないという見方も提示されている¹⁷⁾。課税前の所得分配がそれほど不平等化していないのであれば、あまり過度の再分配は経済活性化の観点からは必要ないといえる。

17) 具体的には大竹(2005)を参照されたい。

したがって、通常の扶養控除については、現行の所得控除方式を維持し、16歳から23歳未満までに認められている特定扶養控除についてのみ税額控除化を検討すべきではないだろうか。特定扶養控除は、教育費減税という政策目体で創設されたものである。特定の政策目的での減税ならば、公平性の観点から節税額が所得階層間で同額となる税額控除方式への移行も理解できよう。

参考文献

- 浅子和美・井口泰・金子能宏・府川哲夫（2002）「少子社会の制度設計」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』，東京大学出版会，第1章所収。
- 呉善充（2004）「世代別の高等教育による効果—コーホート・データによる分析—」『千里山経済学』第38巻第1号。
- 大日康史（2002）「少子化対策としての育児支援」『ESP』，No.361，5月号。
- 大塩まゆみ（1996）『家族手当の研究—児童手当から家族政策を展望する—』，法律文化社。
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等』，日本経済新聞社。
- 木下和夫（1992）『税制調査会—戦後税制改革の軌跡』，税務経理協会。
- 都村敦子（2002a）「家族政策の国際比較」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』，東京大学出版会，第2章所収。
- 都村敦子（2002b）「税制および社会保障制度における家族の取り扱い」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』，東京大学出版会，第6章所収。
- 内閣府（2002）「個人所得税の課税ベースと税負担について」『政策効果レポート』，No.15。
- 八田達夫（1994）『消費税はやはりいらぬ』東洋経済新報社。
- 林宏昭・橋本恭之・跡田直澄・齊藤慎・本間正明（1989）「所得税の改革」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』，東洋経済新報社，第2章所収。
- 林宏昭（2002）「所得税の課税単位と課税最低限」『どう臨む、財政危機下の税制改革』，清文社，第5章所収。
- 藤田晴（1986）「所得税と福祉控除」『大阪大学経済学』，Vol.35，No.4。
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』，中央経済社。
- 藤田晴（2003）「所得課税のあり方—控除制度を中心として—」『税経通信』，vol.58，No.11，9月号。
- 前川聡子（2000）「個人所得税の課税ベースの現状と問題点—所得控除の変遷と階層別税負担構造の変化を計測する—」『国際税制研究』，No.4。
- 森信茂樹（2002）「税と社会保障—税額控除制度の活用について—」『租税研究』，632号。

参考資料

- 税制調査会（1966）『税制簡素化についての第一次答申』
- 税制調査会（2005）『個人所得課税に関する論点整理』